

事業の概要及び留意事項

	経営体育成支援事業	
	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実します。	
	①融資主体支援タイプ	②地域農業構造転換支援タイプ
事業内容	融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体に対して、支援します。 【購入】 ・トラクター、田植機、コンバイン、ドローンなどの農業用機械の取得 ・乾燥調製施設、集出荷施設などの施設の取得（耐用年数が20年以下のものに限る。） ・ビニールハウスの整備 など	将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械リース導入を支援します。 【購入】 左記のとおり 【リース導入】 ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入 ※リース導入の場合、施設は対象となりません。
事業年度	令和8年度 ※年度内に事業着手及び完了可能であること。	
助成対象者	目標地図に位置付けられた者のうち認定農業者、認定新規就農者等（目標地図に位置付けられることが見込まれる者を含む。）	
補助率	10分の3以内 ＜計算方法＞ ※次の①～③により算定した金額のうち、一番低い額が助成金額となります。 ①＝事業費×3／10 ②＝融資額 ③＝事業費－融資額－地方公共団体等による助成額 ＜上限額＞ 法人・個人問わず 300万円 目標年度の経営面積が次の基準以上の場合 600万円 ○基準 水田作等については20ha、露地作については5ha、果樹作については3ha、施設園芸作については1ha 【例】1,210万円（税込）のトラクターを600万円の融資を受けて購入する場合 ①＝363万円（1,210万円×3／10） ②＝600万円 ③＝610万円（1,210万円－600万円） 以上の算定から、一番低い額は①363万となりますが、上限額が300万円なので、助成額は300万円になります。	購入：10分の3以内 リース導入：定額（導入する農業用機械の取得相当額の7分の3以内） ＜計算方法＞ ○購入 ※次の①又は②により算定した金額のうち、いずれか低い額が助成金額となります。 ①＝事業費×3／10 ②＝事業費－地方公共団体等による助成額 ○リース導入 リース物件購入価格（税抜き）×3／7 ＜上限額＞ 法人・個人問わず1,500万円
融資機関	<u>必須</u> 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県 ※融資を受けられない場合は、本事業の対象となりません。事前に金融機関に御確認ください。	<u>必須でない</u> ※自己負担額について融資を受けることは可能です。ただし、青年等就農資金など、当補助金と併用できない融資もあります。事前に金融機関に御確認ください。

	①融資主体支援タイプ	②地域農業構造転換支援タイプ
成果 目標	事業実施の翌々年度に達成すべき目標を設定し、取組んでいただきます。(今回は令和10年度が目標年度) <u>具体的な成果目標の設定は、本調査後に個別に実施しますので、予め、どの目標を立てるか検討してください。</u> <u>※目標を達成できない場合は、補助金の返還を求められる場合があります。</u>	
	【必須目標】 付加価値額の拡大 【選択目標】 ①農産物の価値向上 ②単位面積当たりの収量の増加 ③経営コストの縮減 【事業関連取組目標】 ①経営面積の拡大 ②労働時間の縮減 ③経営管理の高度化 ④他産業との連携	【必須目標】 事業実施地区内において、経営面積を3割以上又は4ha以上拡大 【事業関連取組目標】 ①付加価値額の拡大 ②経営面積の拡大 ③農産物の価値向上 ④農業経営の複合化 ⑤経営管理の高度化 ⑥環境配慮の取組 ⑦労働時間の削減
留意 事項	◆要望にあたっては、特に以下の点を確認願います。 ① 成果目標の達成は確実か。 ② 事業費が整備内容ごとに50万円以上であるか。例えば、トラクターとアタッチメントを導入する場合などは、それぞれが50万円以上である必要があります。(注：入札減等により、結果的に50万円未満となった場合は補助対象外。) ③ 耐用年数が概ね20年以下であるか。耐用年数20年超の建物は対象外。 ④ 運搬用トラック、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものではないこと。 ⑤ 事業の採択については、来年度の5月頃判明します。事業が採択となった場合は、原則3社以上の見積を徴取し、最も安い業者に発注することとなります。また、実際に発注できるのは、例年9月頃ですので、例えば、導入予定の機器を来春に使用することは事実上不可能です。 ⑥ <u>機器等の単純更新ではないこと。例えば、現有の60PSTラクターの代替として、事業で60PSTラクターを導入することはできません。また、経営の発展・拡大に真に必要な規格の機器等を選定する必要があります。(過剰投資は認められません。)</u>	